

201号の主な内容

- P 2 町政を問う（一般質問）
- P 8 議案の審議
- P12 意見書（地方の声を国政の場へ）
- P13 第3回臨時会
- P14 議員研修会・行政視察
- P16 議案審議の結果
- P17 議案の採決結果
- P18 議会のうごき

とうまの議会



当麻小学校 運動会

No. **201**

2024（令和6）年
8月

令和6年 第2回定例会

令和6年第2回定例町議会は6月19日に招集され会期1日間で開かれました。

今定例会は、町長の行政報告、4議員からの一般質問につづき、計画の変更、条例の制定、条例の改正8件、工事請負契約の締結2件、財産の取得、補正予算6件、報告4件、意見案1件の審議を行いました。

なお、今号では第3回臨時会（4月30日開催）についてもお知らせします。

（議案審議結果は16ページをご覧ください。）



ここが
聞きたい

町政を問う！

第2回定例会において、餌取、上杉、加藤、澤田の4議員が一般質問を行い、町長、教育長の考えを尋ねました。（要旨にて掲載）

一般質問と答弁（再質問を除く）の全文を当麻町ホームページ「当麻町議会」の中に掲載していますのでご覧ください。



このQRコードからアクセスすると
カラーで見ることができます。

当麻町ホームページ／当麻町議会
<http://town.tohma.hokkaido.jp/parliament>



Q スクールバス運用上の対応について

A 現在は待たないように対応

餌取 秀信 議員

問 餌取議員
本町では市街地以外の地域にスクールバスを運行し、小学生の登下校をサポートしています。

現在4台のバスで巡回していますが、地域によっては学校到着が早く、まだ校舎が開いていない時間にバスから降り、校舎が開くまで外で待っている、このような状態になる時があると聞きます。

限られた台数での巡回のため、時間調整上早い時間に到着する地区が出てしまうという運行上の問題、また7時45分にならないと校舎を開けられない学校内部体制に問題があると考えます。雨風の中、また冬の寒い朝に子供達は玄関が開くまで外で待



たなければなりません。
この事は安全上も含め非常に問題だと思いますが、教育長の考えをお伺いします。

答 中村教育長

現在、伊香牛・北星線のスクールバスについては、運行方面の児童を乗せ、旧クワバラ店舗前に7時40分に着くスケジュールで運行しています。

原則、小学校の登校時間は8時から8時10分までと設定し、その時間内に登校するように各家庭にお願いしているところです。

当該バスは伊香牛・北星線の児童を降ろした後、引き続き中央方面の児童を送迎するスクールバスとして運行しており、運行時間に合わせて小学校側では、



おおむね7時45分に児童玄関の開錠を行う対応をしています。

しかし、乗車人数や道路状況などによって、到着予定時刻より早くに着くことがあり、小学校の玄関が開放される前にスクールバスを利用する児童が到着し、数分間待たせることがあることを確認しました。

現在は、バスが予定時間よりも早く到着した場合は、児童をバス車内で時間まで待たせてから降車させることによって、児童が、学校に到着した時には、玄関が開錠されており、待つ必要のない対応を行っています。

Q

ヒグマ対策と

ハンター不足について

A

猟友会の活動支援と
ハンターの育成・確保に努める

上杉 達則 議員



問

上杉議員

近年、北海道を中心に深刻化するヒグマ被害と、ハンター不足という2つの問題が顕在化しています。特に、人里近くまで出没するヒグマが多くなり、

ヒグマによる人身被害や農作物被害が過去最悪ペースで増加しています。被害の予見が困難で、地域住民の不安を高めています。

本町においても、年々、出沒件数は増加傾向にあり、人身被害の報告はないようですが、農作物の被害は聞いています。

ヒグマの捕獲や駆除を行うにはハンターの協力が必要不可欠ですが、ハンターの高齢化や担い手不足が深刻化しているのが現状です。

ハンターの育成・確保に向けた取り組みを積極的に行う必要があると思いますが、町長の見解をお聞きしたい。

答

村椿町長

北海道におけるヒグマ被害に関しては、人身被害のほか、農作物や家畜などの農業被害も増加傾向にあり、これらの問題に伴い、自治体のハンターの高齢化や担い手不足は、今や、社会的にも深刻な問題であると認識しています。

本町におきましては、出沒情報・通報は多くなっているものの、人身被害も無く、農作物への被害も令和5年度は無かったと報告を受けています。しかしながら、今後においてもエゾシカを始めとする有害鳥獣駆除は基より、ヒグマの捕獲や駆除対策を行うには、猟友会の協力が必要不可欠であります。

町ではこれまでも猟友会の運営に対する補助金の交付を行い、今年度からは銃弾などの物価高騰や燃料費の高騰による、猟友会会員の負担軽減を図るため、エゾシカ捕獲に対する町独自の報奨金を設定するなど、支援の幅を広げて参りました。更には、捕獲したエゾシカの解体処理の負担軽減を図るため、町費負担で食肉加工業者との処理委託を

結び、ジビエ活用並びに猟友会会員が活動しやすい環境改善にも努めてきたところです。

また、ハンター不足対策においては、令和3年度から新規ハンター確保を目的に狩猟免許取得費用のうち、10万円を上限とする助成事業を行っており、昨年度までに2名が活用し猟友会に入会され、現在は8名の会員で構成されており、新規ハンターの育成・確保に一定の成果が表れ始めていると捉えています。

町としても、引き続き猟友会及び上部組織との連携を図り、猟友会の活動支援とハンターの育成・確保に努めます。

町独自の報奨金・助成金

・ヒグマ捕獲報奨金

1頭 5万円

・エゾシカ捕獲報奨金

1頭 8千円

・狩猟免許取得助成金

補助率10／10以内
上限額10万円

Q 高齢者ハイヤー料金 助成事業について

A 高齢者に適した対策を検討

加藤 功 議員

加藤議員

問 この事業は、80歳以上の方、免許を返納された場合は70歳以上の方が対象で、1枚670円のチケットを24枚使用することができ、町民は大変ありがたいと言っています。

しかし、免許を返納された方は、ハイヤーチケットはもらっているものの大変不便になったという、家に閉じこもる生活を送っている方もいます。認知症の予備軍を作るのではないかと懸念をしています。

高齢者をとりまく経済情勢は、年金は上がらず、円安による電気料金、ガス料金をはじめとする、異常な物価高で生活は大変苦しくなっています。高齢者の声はもう少しチケット料金を

を増額してほしいと言っています。町長はどのように考えているのか伺います。

答

村椿町長

免許を返納された方の不便さにより、家に閉じこもりがちになる生活への懸念、経済社会情勢の変化により、ハイヤーチケット料金の増額要望がある、とのことですが、本町としては、高齢者ハイヤー料金助成制度の在り方については、制度創設以来、常に検討を重ねてきています。

昨年度、ハイヤーチケットの交付申請者に聞き取り調査を行っていますが、その中では、申請者全体の54%の方が、受取ったハイヤーチケットだけでは不足



だと感じているとの結果が出ています。しかし、年度毎の決算において、申請者に交付したハイヤーチケットの実際の利用率は、全体の60%程度となっており、分析として、一部の特定の方々に需要が偏っているのではないかと、ということですが。

また、ハイヤー事業者からの実績報告や実際に聞き取りした使用状況では、JRやバスなど、他の公共交通機関と併用し、工夫して使用されている方がいる一方で、旭川市内への通院等のため、チケット全てを一度に使い切ってしまう方もいて、そ

の活用方法は人それぞれとなっています。

高齢者ハイヤー料金助成事業は、高齢者が買い物等でハイヤーを利用する場合に、そのハイヤー料金の一部を助成し、社会参加の促進を図り福祉の増進に資することを目的として平成23年度から13年間継続実施している事業です。

家族構成や自家用車の保有状況、運転免許証の自主返納、初乗り料金の値上げに合わせたチケット単価の改正など、その時々々の社会情勢に合わせた改正を経て、現行制度に至っていますが、制度の根本は「月に2回程度はハイヤーの初乗り料金分を助成するので、高齢者の方が買い物や友人との交流など、外出の機会を持つてほしい、社会参加につながってほしい」という思いです。

しかし、昨今の物価高騰による厳しい経済情勢は、高齢者のみならず町民皆さんが感じていることと理解しており、本町ではプレミアム付き商品券の発行など、町民の皆さんに直接届く形で支援をしてきました。

また、来年度、導入を予定しているデマンド交通は、比較的安価な単一料金で運行することを想定しており、全町民を対象とした公平な移動手段となるものです。

高齢者における町内の移動手段としても、非常に重要な事業であると捉えており、高齢者ハイヤー料金助成事業については、制度設計の見直しも視野に入れ、本町の高齢者に適した、外出機会の確保対策を検討してまいります。

問

加藤議員

ハイヤー料金を現在の倍くらい出してもいいのではないかと。

答

村椿町長

本町としては、財源を確保し、継続的に支出できることが前提ですので、予算の執行率が低いものに対して倍額ということは、現実的には厳しい。



Q

AEDケースに
三角巾の配備を

A

三角巾を配置していく

澤田 なぎさ 議員

問

澤田議員

平成20年、当麻町の公共施設の1ヶ所にAED（自動体外式除細動器）が設置されて16年になり、現在は幼稚園、小中学校も含め18ヶ所に設置されています。

今、全国の自治体においてAED設置施設に三角巾及び、三角巾使用に関するリーフレットの配備事例が増えつつあります。AEDは傷病者の胸部に直接パッドを張り付けて使用するため、傷病者が女性の場合パッドの貼り付けをためらうケースや、市民マラソンで倒れた選手が女性だったためAEDが使われなかった例もあり、プライバシーに配慮し、躊躇なくAEDを使えるよう三角巾と一緒に設置す

る自治体も出てきています。

三角巾はAEDを用いる際に傷病者の胸部を覆うために使用したり、プライバシー保護のほか、応急手当にも活用できるため止血や固定など必要に応じて使用でき、三角巾の配備は一分一秒を争う救命活動において有効であると思います。

AED設置施設に三角巾とリーフレットの配置について、町長の見解を伺います。

答

村椿町長

本町は、心肺停止の急病者に対し、応急処置を行えるよう、町内公共施設18か所にAEDを設置しているところです。

AEDは、電源を入れると、操作方法についての音声ガイダンスが流れ、それに従い急病者

にAEDを処置することで、必要に応じて安全に電気ショックを与えることができ、急病者の生存率を高めるために有効な手段となっています。

AEDを使用するには、2枚のAEDパッドを胸部に直接貼る必要があります、衣服を脱がすか上部まで衣服をずらすなど、衣服を取り除く必要があります。

このことから、AEDの使用は、男性と比較し、女性への使用率が低い傾向にあります。

助ける人、助けられる人の心理状況を踏まえ、男女を問わず急病者のプライバシーを守り、かつ救命率向上のため、AEDと一緒に三角巾を配置することは、大変有効な手段であると考えていますので、その使用方法がわかるリーフレットと併せ、配置をしております。

また、町内公共施設におけるAED配置場所については、町ホームページに掲載を行いました。

AEDを使用した救命処置を、その場にいる方がためらわず行動し、生存率の向上に資するよう、本町として、適切に対応し

てまいります。

問

澤田議員

イベントがあったときに無料でAEDを貸出ししては。

答

村椿町長

いろいろな場所でイベントも行われますので、有効な手段の1つとして検討したい。



Q

個人宅の防犯設備・
設置に補助を

A

必要性・有効性に
ついて検討

澤田 なぎさ 議員

問

澤田議員

近年、全国的に窃盗犯や強盗の認知件数が増加傾向にあり、個人宅の防犯対策の推進は重要な課題だと思います。

防犯意識の高まりを踏まえ個人宅での防犯対策を強化し、犯罪被害を減らそうと防犯設備品を購入・設置する際の費用を一部補助する自治体が全国的に増えています。

補助対象には、個人住宅に設

置した、防犯カメラ・録画機能付きドアホン・防犯機能付き電話等々、地域に合わせた防犯設備品などです。

補助を実施した背景には、全国的な犯罪件数の増加があり、本町も、届け出がある刑法事件数だけでも大半が窃盗のようですが、令和3年に13件、4年に9件、5年に5件、6年は5月末までに3件もあったようです。決して少なくはないように思いま



す。

防犯カメラ等は、空き巣などの犯罪抑止効果を期待できますが、導入にあたって本体費用や工事費がかさむことから踏み切れない方もいるのではないかと思います。

安全で安心して暮らせる犯罪に強いまちづくりを推進するためにも、町が住宅への防犯設備設置費用の補助を検討すべきだと思いますが町長の考えを伺います。

答

村椿町長

全国的に、空き巣など侵入犯罪は、近年、手口が巧妙か

つ凶悪化し、金品のみならず、時には人命が奪われる事件も発生しています。

被害を防止するためには、侵入者の手口を把握することも対策の一つであると捉えています。

警察庁の公表資料によると、一戸建て住宅の侵入窃盗は、「窓」と「玄関入口」が全体の約7割を占め、その多くは、鍵がかかっている場所から侵入していることがわかっています。「少しの時間だから大丈夫」と鍵をかけていなかったため、侵入されてしまった、などの侵入窃盗被害を受けていることが



数多くあり、我々住民の防犯意識を高めることが、最大の未然防止策に繋がるものと考えています。

本町においても、少なからず、侵入窃盗事件が発生しており、有線告知放送と広報紙により、家を出かけるとき、家を離れる場合には、必ず鍵をかけることについて、周知徹底を行います。

また、空き巣などの侵入者は、事前に下見に訪れていることが多く、住人の在宅時間、侵入のしやすさ、逃げやすさを事前にチェックし、犯行に及んでいると言われています。

日頃の住民同士のあいさつ、声掛けをしている様子など、地域の交流・連帯感が感じとれることが、犯人にとっては犯行に及びにくい傾向にあると伺っており、地域コミュニティの醸成を図っていくことも大変重要であると考えています。

防犯設備の設置に係る補助につきましては、その必要性・有効性について、検討を行い、他自治体における、支援方策の実施状況等も踏まえ、今後判断してまいります。



計画の変更

当麻町過疎地域持続的發展市町村計画の変更について

当麻幼稚園を認定こども園（幼稚園型）として整備するため、当麻町過疎地域持続的發展市町村計画の一部を変更するものです。



条例

過疎地域の持続的發展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について

この条例は、令和3年に制定された過疎法の適用期限が令和6年から令和9年まで3年間延長されたことに伴い、市町村計画に記載された産業振興促進区域内における固定資産税について、地方税法の規定による当麻町税条例の特例に関し、必要な事項を定めるものです。

なお、この条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するもので、法令に合わ

せて有効期間を令和9年3月31日までとしました。

当麻町税条例の一部を改正する条例について

令和6年3月30日に公布の、地方税法、地方税法施行令、地方税法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行いました。

【町民税】

- ① 令和6年度分の個人住民税所得割額から1万円の定額減税を行う規定の改正
- ② 令和6年度分の個人住民税において設ける雑損控除額の特例についての規定の改正
- ③ 公益投資信託に係る寄附金税額控除に関する規定の改正

【固定資産税】

- ① 地域決定型地方税制特例措置の見直しに係る規定の改正
- ② 土地の負担調整措置を3年間延長するための規定の改正
- ③ 新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用条件に係る規定の改正

※その他、地方税法の改正等に伴う条文の整備

なお、この条例は公布の日から施行し、附則において改正規定ごとに施行日を定めており、令和6年4月1日から適用されます。

当麻町個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定が見直されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

なお、この条例は公布の日から施行し、令和6年5月27日から適用します。

当麻町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

この条例は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めた内閣府令の規定に定められており、保育所等における単位園児数当たりの職員配置最

低基準の改正に伴い、条例を改正するものです。

なお、この条例は公布の日から施行します。

当麻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

地方税法施行令の一部改正に伴い課税限度額及び低所得者軽減判定所得額の改正や国民健康保険の税率等の改正を行いました。

前年度との比較では、後期高齢者支援金分の課税限度額の引き上げで、中間所得層の負担の緩和を図っています。

また、基礎課税額の税率の改正では、所得割額、資産割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額をそれぞれ改めています。

なお、今回の税率改正では、被保険者の税負担を軽減するため、運営基金より1,500万円を取り崩し税額を算出しており、国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、承認を得ています。

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用します

国民健康保険税率改正表

項 目			医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分		
			現 行	改 正	現 行	改 正	現 行	改 正	
基 礎 控 除 額			円	円	円	円	円	円	
			430,000	現行どおり	430,000	現行どおり	430,000	現行どおり	
課 税 限 度 額			650,000	現行どおり	220,000	240,000	170,000	現行どおり	
税 率	所 得 割		6.5/100	6.8/100	2.7/100	2.5/100	1.7/100	1.8/100	
	資 産 割		7/100	5.2/100	1.8/100	1.3/100	0.8/100	0.6/100	
	均 等 割		26,000	28,000	8,900	9,400	8,500	9,800	
	平 等 割	特定世帯及び 特定継続世帯以外	30,000	29,000	9,000	9,400	6,500	7,800	
		特 定 世 帯	15,000	14,500	4,500	4,700			
		特定継続世帯	22,500	21,750	6,750	7,050			
低 所 得 者 軽 減 額	7 割	均 等 割（一人につき）		18,200	19,600	6,230	6,580	5,950	6,860
		平 等 割（一戸につき）	特定世帯及び 特定継続世帯以外	21,000	20,300	6,300	6,580	4,550	5,460
			特 定 世 帯	10,500	10,150	3,150	3,290		
			特定継続世帯	15,750	15,225	4,725	4,935		
	5 割	均 等 割（一人につき）		13,000	14,000	4,450	4,700	4,250	4,900
		平 等 割（一戸につき）	特定世帯及び 特定継続世帯以外	15,000	14,500	4,500	4,700	3,250	3,900
			特 定 世 帯	7,500	7,250	2,250	2,350		
			特定継続世帯	11,250	10,875	3,375	3,525		
	2 割	均 等 割（一人につき）		5,200	5,600	1,780	1,880	1,700	1,960
		平 等 割（一戸につき）	特定世帯及び 特定継続世帯以外	6,000	5,800	1,800	1,880	1,300	1,560
			特 定 世 帯	3,000	2,900	900	940		
			特定継続世帯	4,500	4,350	1,350	1,410		
未 就 学 児 軽 減 額	均 等 割（児童一人につき）		7割軽減世帯	3,900	4,200	1,335	1,410		
			5割軽減世帯	6,500	7,000	2,225	2,350		
			2割軽減世帯	10,400	11,200	3,560	3,760		
			低所得者軽減のない世帯	13,000	14,000	4,450	4,700		

当麻町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

当麻町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

当麻町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

当麻町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進する厚生労働省関連省令の一部を改正する省令が令和5年12月26日に公布されたこと、また、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が、令和6年1月25日に公布されたことに伴い、

省令の基準に基づき改正するものです。

なお、いずれの条例も公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用しますが、それぞれの附則で経過措置を規定しています。



契約

工事請負契約の締結について
(あかしや団地道路整備工事)

あかしや団地道路における、あかしや2線道路ほか2路線の改良舗装及び排水改修を施工するものです。

入札の結果、石川建設株式会社（代表取締役 石川早苗）が、6,968万5千円で落札し仮契約を締結、地方自治法及び町条例の規定により、議決後、本契約を締結します。

工事請負契約の締結について
(1条道路舗装修繕工事)

1条道路の切削オーバーレイ工事、1,460メートルを施工するものです。

入札の結果、荒井建設株式会



財産

社（取締役社長 荒井克典）が、5,417万5千円で落札し仮契約を締結、地方自治法及び町条例の規定により、議決後、本契約を締結します。



財産の取得について

令和元年度に購入した当麻小学校、当麻中学校の教師用パソコン等を、北海道市町村備荒資金組合の低利な資金を活用し、更新します。

取得するのは、ノート型パソコンを当麻小学校で31台、当麻



補正予算

令和6年度当麻町一般会計
補正予算（第2号）

現行の予算に7,177万1千円を追加し、歳入歳出それぞれ81億6,186万1千円となりました。

◎補正の主な内容

定額減税として引ききれない方に、1万円単位で差額を給付する、定額減税調整給付金事業費、令和6年度に新たに住民税が非課税となる世帯及び住民税均等割のみが課税される世帯を支援するため、1世帯あたり10万円を給付する、新規低所得者世帯等臨時給付金給付事業費、児童手当制度の改正によるシステム改修委託料、予防接種法に定めるワクチンに新たに5種混合ワクチンが追加されたことに

伴う、乳幼児等予防接種事業費などを増額補正しました。

令和6年度当麻町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）

現行の予算から38万8千円を減額し、歳入歳出それぞれ8億6,761万2千円としました。

◎補正の主な内容

マイナンバーカード保険証利用促進リーフレット作成に係る印刷製本費、マイナンバーカードと保険証の一体化に係る国保システム改修委託料などを増額、納付金額の確定により国民健康保険事業費納付金を減額補正しました。

令和6年度当麻町国民健康保険特別会計（医科診療施設勘定）補正予算（第1号）

現行の予算に56万1千円を追加し、歳入歳出それぞれ1億3,906万1千円としました。

◎補正の主な内容

電子カルテ管理事業で、構成内容の変更による電子カルテシステム更新費、医療用機械器具費で、在宅酸素療法に必要な酸

素濃縮器借上料を増額補正しました。

令和6年度当麻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

現行の予算に6千円を追加し、歳入歳出それぞれ1億4,650万6千円としました。

◎補正の主な内容

被保険者証の更新に係る被保険者証交付委託料、保険料納入通知書用窓開封筒の印刷単価の増により印刷製本費を増額補正しました。

令和6年度当麻町介護保険特別会計補正予算（第1号）

現行の予算に1,585万6千円を追加し、歳入歳出それぞれ11億3,605万6千円としました。

◎補正の主な内容

4月の人事異動に伴い、給料手当、共済費をそれぞれ減額、諸支出金の償還金で、前年度介護給付費及び地域支援事業費の確定による国等の交付金精算に係る返還金を増額補正しました。

令和6年度当麻町水道事業会計補正予算（第1号）

現行の収益的収入及び支出の総額に158万4千円を増額し、2億3,069万7千円としました。

◎補正の主な内容

当麻浄水場膜ろ過制御盤CPU修繕及び次亜塩素素注入ポンプ修繕により増額補正しました。



令和5年度当麻町一般会計繰越明許費繰越計算書について

令和5年度内に事業が完了できなかった戸籍事務経費、住民基本台帳ネットワークシステム事業、住民税均等割課税世帯臨時給付金給付事業、住民税均等割課税世帯臨時給付金給付事務事業、住民税非課税世帯等臨時給付金給付事業（こども加算）、感染症予防（予防接種）事業、施設園芸生産基盤緊急支援事業、林業機械導入事業、廠舎川河川改修事業、スポーツ公園災害復旧事業の10事業について、1億9,047万8千円を令和6年

度に繰越するための計算書が議会に報告されました。

令和5年度当麻町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

令和5年度内に事業が完了できなかった旭川広域圏下水道建設負担金事業、当麻川4丁目1号橋下水道施設移設事業の2事業について、6,937万2千円を令和6年度に繰越するための計算書が議会に報告されました。

令和5年度当麻町水道事業会計予算繰越計算書について

令和5年度内に事業が完了できなかった当麻川4丁目一号橋水道施設等移設事業について、1億5,400万円を令和6年度に繰越するための計算書が議会に報告されました。

当麻町土地開発公社の経営状況について

当麻町土地開発公社の経営状況を説明する資料が、地方自治法の規定により議会に報告されました。



意見書

地方の声を 国政の場へ

第2回定例会で意見書を可決し、内閣総理大臣ほか各関係省庁などに提出しました。内容は下記のとおりです。

ゼロカーボン北海道の実現に資する 森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書

本道の森林は、全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っている。

道では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1. 地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐や伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。
2. 森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラーチなどの優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

令和6年4月30日開催

第3回臨時会

工事請負契約1件、財産の貸付1件、財産の処分1件、
補正予算1件について審議しました。

〔議案審議結果は16ページをご覧ください〕



契約

工事請負契約の締結について
(当麻川第1支線道路地すべり対策工事)

道路のひび割れ原因とされる地すべり対策として、地下水処理のための集排水ボーリング、排水整備、法崩れ防止用の押さえ盛土、横断管の設置などを実施するものです。

入札の結果、西森建設株式会社(代表取締役 西森稔之)が7,370万円で落札し仮契約を締結、地方自治法及び町条例の規定により議決後、本契約を締結します。



財産

財産の貸付について

本町の魅力を発信していく場として、駅前用地に店舗を建設し、飲食店の経営、イベントの企画・運営、食料品や雑貨全般に関する商品の製造、販売等を行うため、土地を借用したいとの申請があったことから、上川郡当麻町宇園別1区、株式会社馬場(代表取締役 馬場 剛)に貸し付けするもので、貸付財産は、土地630.2㎡、貸付金額は年額千円です。

駅前には町民の集える場を作ることににより町全体の活気につなげ、駅前の賑わいの創出や本町の活性化に資するものです。

財産の処分について

廠舎川河川改修工事で、隣接する個人所有の圃場と町所有の河川敷地で、地籍と現況にずれが生じているため、分筆を行い町有財産を売却するため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決後に契約をするものです。

処分する財産は、用悪水路195㎡で、契約金額は、6,045円です。



補正予算

令和6年度当麻町一般会計
補正予算(第1号)

現行の予算に409万円を追加し、歳入歳出それぞれ80億9,009万円となりました。

◎補正の主な内容

健康福祉施設管理運営事業で、スポーツ公園法面崩壊対策工事実施によるヘルシーシャトル休館に伴う休業補償費、クリーンラーチ生産試験支援事業で、幼苗育成に係る当麻農業協同組合への設備整備費などを増額補正しました。

編集

議会報編集特別委員会

委員長 西川 泰弘
副委員長 片原 康夫
委員 上杉 達則
委員 岸山 尚弘



北海道町村議会議員研修会

令和6年度の北海道町村議会議員研修会が7月2日に札幌コンベンションセンターで開催されました。

今回は、「札幌が東京より暑くなる!?」と題して気象予報士の森朗氏、「人口減少と市町村の重要性・民主主義について自省を含めての所感」と題して元衆議院議長の大島理森氏の講演を受け帰庁しました。



中川町議会「議会運営委員会」、共和町議会「議会改革特別委員会」行政視察来庁

中川町議会「議会運営委員会」が6月26日に、共和町議会「議会改革特別委員会」が27日に行政視察で来庁されました。

視察内容は、いずれもタブレットの導入と活用についてで、本町議会が令和3年度にタブレット端末・会議システムを導入した経過等を資料で説明し、その後、実際にタブレットを使い、会議システムを体験していただき、質疑及び意見交換を行いました。

当日は議長、ICT活用特別委員会メンバー、事務局で対応し、議事堂の見学も行いました。



当麻小学校 運動会



徒競走



かみどん



玉入れ



綱引き



よっちょれ



かみどん



WBC



当麻中学校 体育大会



綱引き



長縄跳び

議案審議の結果

第 3 回 臨時会

事件番号	件 名	結 果	議決月日
議 案 第 1 号	工事請負契約の締結について	原案可決	4月30日
議 案 第 2 号	財産の貸付について	原案可決	
議 案 第 3 号	財産の処分について	原案可決	
議 案 第 4 号	令和6年度当麻町一般会計補正予算（第1号）	原案可決	

第 2 回 定例会

事件番号	件 名	結 果	議決月日
議 案 第 1 号	当麻町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について	原案可決	6月19日
議 案 第 2 号	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について	原案可決	
議 案 第 3 号	当麻町税条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議 案 第 4 号	当麻町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議 案 第 5 号	当麻町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議 案 第 6 号	当麻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議 案 第 7 号	当麻町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議 案 第 8 号	当麻町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議 案 第 9 号	当麻町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議 案 第10号	当麻町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議 案 第11号	工事請負契約の締結について（あかしや団地道路整備工事）	原案可決	
議 案 第12号	工事請負契約の締結について（1条道路舗装修繕工事）	原案可決	
議 案 第13号	財産の取得について	原案可決	
議 案 第14号	令和6年度当麻町一般会計補正予算（第2号）	原案可決	
議 案 第15号	令和6年度当麻町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）	原案可決	
議 案 第16号	令和6年度当麻町国民健康保険特別会計（医科診療施設勘定）補正予算（第1号）	原案可決	
議 案 第17号	令和6年度当麻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決	
議 案 第18号	令和6年度当麻町介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決	
議 案 第19号	令和6年度当麻町水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決	
意見案 第 1 号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について	原案可決	
	議員の派遣について	承 認	
	閉会中の所管事務調査の申し出について（総務文教常任委員会） （産業福祉常任委員会） （議会運営委員会）	承 認	

議案の採決結果

	片原議員	上杉議員	加藤議員	餌取議員	善光議員	深谷議員	西川議員	岸山議員	澤田副議長	中港議長
第3回臨時会										
議案第1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第2号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第3号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第4号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
第2回定例会										
議案第1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第2号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第3号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第4号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第5号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第6号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第7号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第8号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第9号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第10号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第11号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第12号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第13号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第14号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第16号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第17号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第18号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第19号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
意見案第1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—

○=賛成 ×=反対 欠=欠席

ただし、議長は職務上、採決に参加していません。

(議席順)

議会のうごき

5月14日 ⇨ 8月13日

議会の傍聴や、
議事堂の見学を
してみませんか。

田んぼの学校



- | | | | | |
|-----------|-----------|--|------------------------|------------|
| 5月 | 14日 | 上川町村議会事務局長会総会
大雪消防組合議会臨時会 | (局長⇒旭川市)
(組合議員⇒美瑛町) | |
| | 17日 | 上川中央部市・町議会議長定例会議 | (議長⇒東川町) | |
| | 24日 | 上川中央部町議会事務局職員研修会 | (係長⇒東神楽町) | |
| | 25日 | 当麻中学校体育大会
第2師団音楽まつり | (議長⇒旭川市) | |
| | 28日 | 田んぼの学校田植え | | |
| | 29日 | 上川中央部町議会事務局長会議 | (局長⇒東神楽町) | |
| | 30日 | 森林組合通常総会 | (議長・産福委員長) | |
| | 31日 | 上川地方総合開発期成会定期総会及び専門部会
職員研修会・事務担当者会議 | (議長⇒旭川市)
(係長⇒札幌市) | |
| | 6月 | 1日 | 当麻小学校運動会 | |
| | | 4日 | 総務文教常任委員会 | |
| 5日 | | 産業福祉常任委員会 | | |
| 9日 | | 宇園別地区大運動会 | | |
| 10日 | | 議会運営委員会 | | |
| 11日 | | 北海道町村議会議長会定期総会、議長・事務局長研修会 | (議長・局長⇒札幌市) | |
| 14日 | | 全町老人レクリエーション大会
議員会役員会 | | |
| 15日 | | 当麻幼稚園親子運動会 | | |
| 19日 | | 第2回定例会
全員協議会
議員会総会
議会報編集特別委員会 | | |
| | | 24日 | 生涯学習推進会議 | (議長・総文委員長) |
| | 26日 | 中川町議会運営委員会来庁 | (議長・ICT委員・事務局) | |
| | 27日 | 共和町議会来庁 | (議長・ICT委員・事務局) | |
| 7月 | 2日 | 北海道町村議会議員研修会 | (札幌市) | |
| | 4日 | 議会報編集特別委員会 | | |
| | 5日 | 大雪分会消防訓練大会 | (議長⇒愛別町) | |
| | 7日 | 当麻消防演習 | | |
| | 22日 | 議会報編集特別委員会 | | |
| | 29日 | 議会報編集特別委員会(リモート) | | |
| | 31日 | 全員協議会 | | |
| | 8月 | 4日 | 蟠龍まつり | |
| 7日 | | 無縁仏慰霊祭 | (議長) | |
| 13日 | | 万灯会法要 | (副議長) | |